

## 【事例報告】



児童相談所設置に向けた取組について  
東京都荒川区からの報告



# 新しい児童相談・支援体制の構築を目指して ～荒川区子ども家庭総合センターの設置～

荒川区 子育て支援部子育て支援課  
児童相談所準備調整担当係長  
結城 卓也

## 1. 荒川区子ども家庭総合センター設置の目的

### 【背景】

#### ○児童家庭相談の増加・内容の複雑化（虐待相談の増加）

| 児童虐待受案件数       | H24            | H25             | H26             | H27             | H28             | H29             | H30             |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 荒川区子ども家庭支援センター | 86件<br>(19.5%) | 184件<br>(29.9%) | 235件<br>(26.5%) | 241件<br>(26.2%) | 303件<br>(29.6%) | 284件<br>(23.4%) | 281件<br>(25.0%) |

|               |     |     |                 |                 |                 |                 |                 |
|---------------|-----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 都児童相談所 [荒川区分] | 69件 | 85件 | 140件<br>(41.5%) | 159件<br>(44.5%) | 199件<br>(49.8%) | 186件<br>(48.9%) | 250件<br>(58.3%) |
|---------------|-----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|

※（ ）内は全相談に占める割合

#### ○一時保護所の保護件数の増加、保護期間の長期化

| 東京都全体         | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入所定員(A)       | 192人   | 192人   | 213人   | 213人   | 213人   |
| 1日当たり平均入所数(B) | 197.2人 | 218.7人 | 229.5人 | 242.3人 | 232.5人 |
| 平均入所率(B÷A)    | 102.7% | 113.9% | 107.7% | 113.8% | 109.2% |
| 一人当たり平均保護日数   | 42.2日  | 42.1日  | 41.3日  | 42.2日  | 41.9日  |

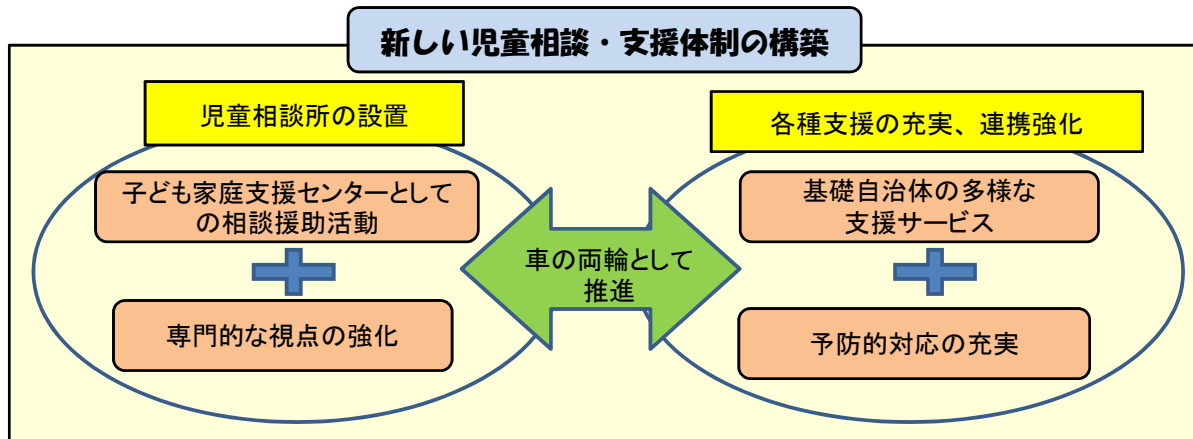
## 【方針】

○子どもと家庭に関する専門的な視点と予防的対応を充実

「児童相談所の設置」＋

「各種支援の充実と関係機関との連携強化」

⇒ **「新しい児童相談・支援体制」**



2

## 2. 荒川区子ども家庭総合センターの概要

### ◆性格

#### ○ **すべての子どもと家庭に対する一貫した支援**

⇒ 「子ども家庭支援センター機能」と「児童相談所機能」の両機能

#### ○ **予防的対応の推進**

⇒ 各種支援の充実、総合センターを中核とした関係機関との連携

### ◆総合センターの開設時期

#### ○ **令和2年4月**

※ 一時保護や児童福祉施設等への入所措置などの法的権限をもつ児童相談所設置市への移行(児童相談所機能の稼働)は令和2年7月

3

## ◆施設概要

○所在地 荒川区荒川一丁目50番17号

○建物規模 地上4階建(延床面積 2,035.71㎡)

○一時保護所併設

\* 定員: 10名(概ね2~18歳)

\* 子どもの権利擁護、安心・安全な環境に配慮

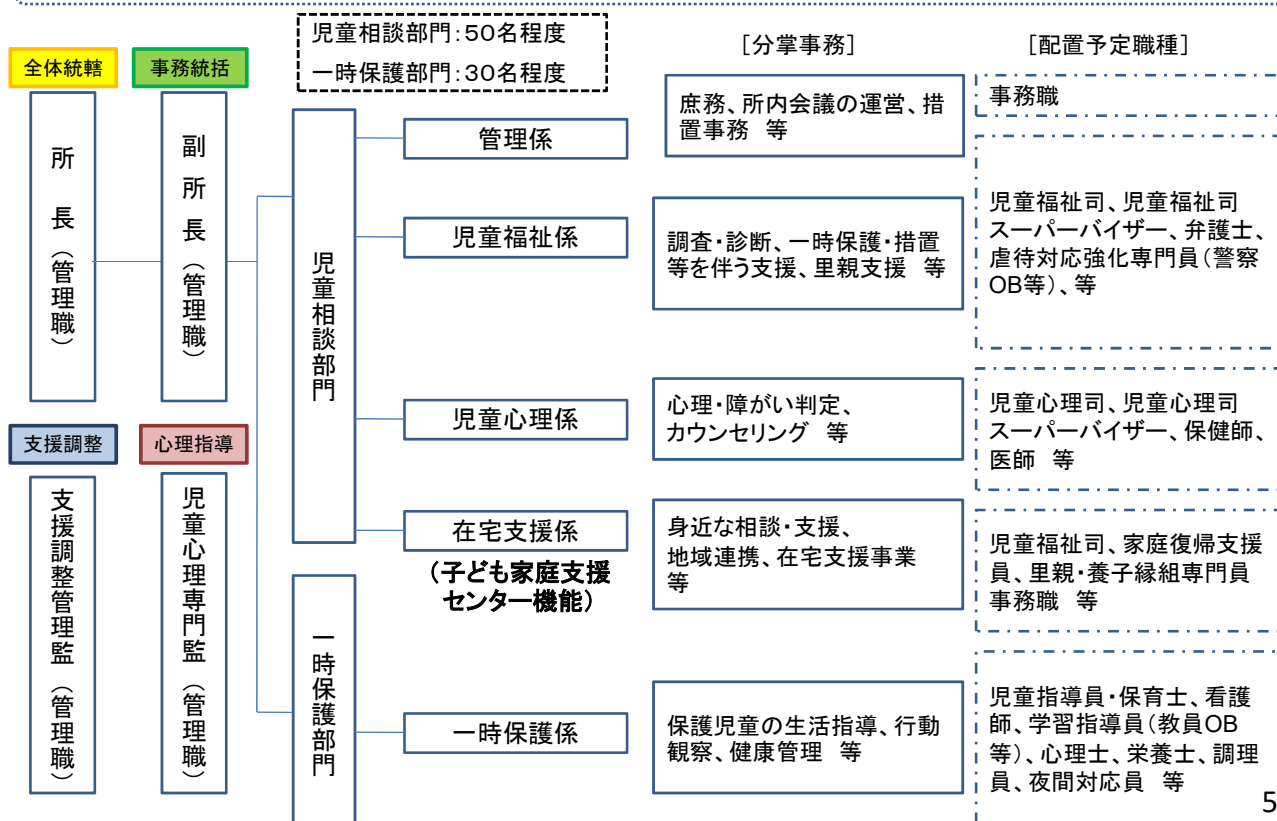
\* 原籍校との繋がりを保てるよう、学校と連携



4

## ◆組織体制

児童福祉司、児童心理司、医師など総数80名程度を予定



5

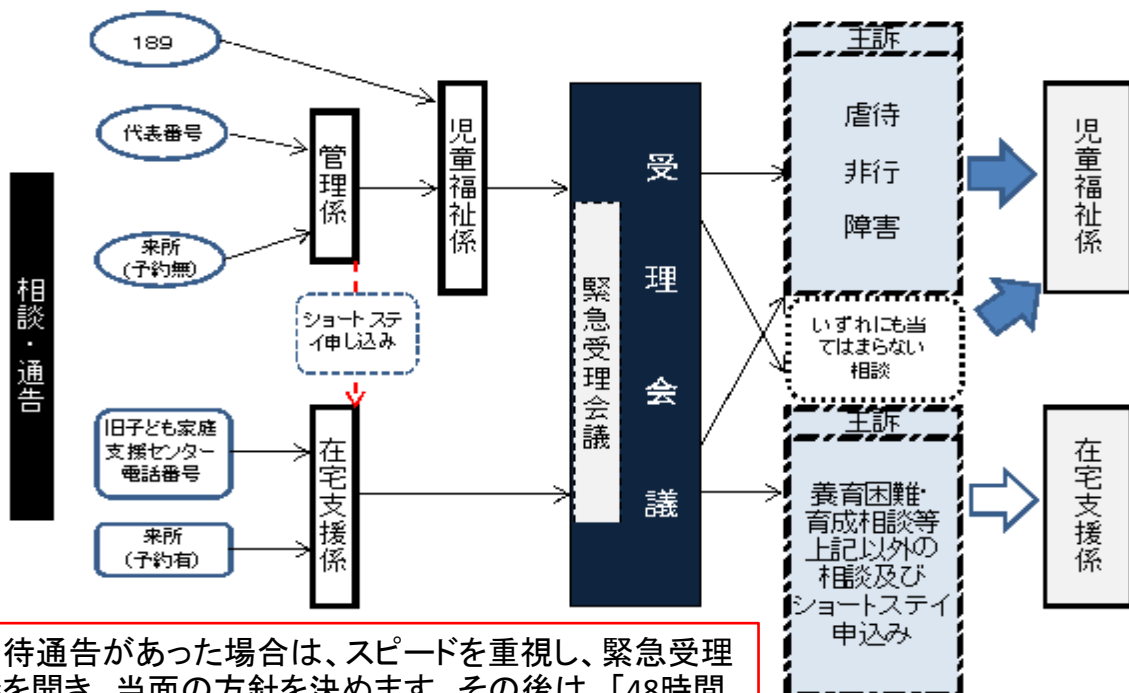
## ◆各系の役割

|       |   |
|-------|---|
| 管理係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理</li> <li>公文書類の收受等の庶務業務</li> <li>所内会議の運営、全体的事業の企画・実施</li> <li>措置事務・統計事務</li> <li>代表電話番号の窓口 など</li> </ul>  |
| 児童福祉係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談の受付</li> <li>調査・社会的診断及び指導の実施</li> <li>里親委託又は施設措置した子ども・家庭への支援</li> <li>警察や裁判所などとの連携を伴う支援 など</li> </ul>  |
| 児童心理係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>心理相談・心理判定の実施</li> <li>カウンセリング等の実施</li> <li>障害判定(愛の手帳に係る判定) など</li> </ul>   |
| 在宅支援係 | <p>(市区町村子ども家庭総合支援拠点＝現在の子ども家庭支援センター機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅家庭からの相談の受付・支援の実施</li> <li>子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的支援の実施</li> <li>要保護児童対策地域協議会の調整機関機能</li> <li>在宅支援事業の実施</li> <li>家庭、親子再統合支援</li> <li>里親・養子縁組支援 など</li> </ul> |
| 一時保護係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護児童の生活指導の実施</li> <li>行動観察・行動診断の実施</li> <li>健康管理の実施 など</li> </ul>  |

6

## ◆ 相談援助活動の流れ①<相談・通告～受理>

◆ 基本的な業務：受付・受理→調査→援助指針決定→援助・指導



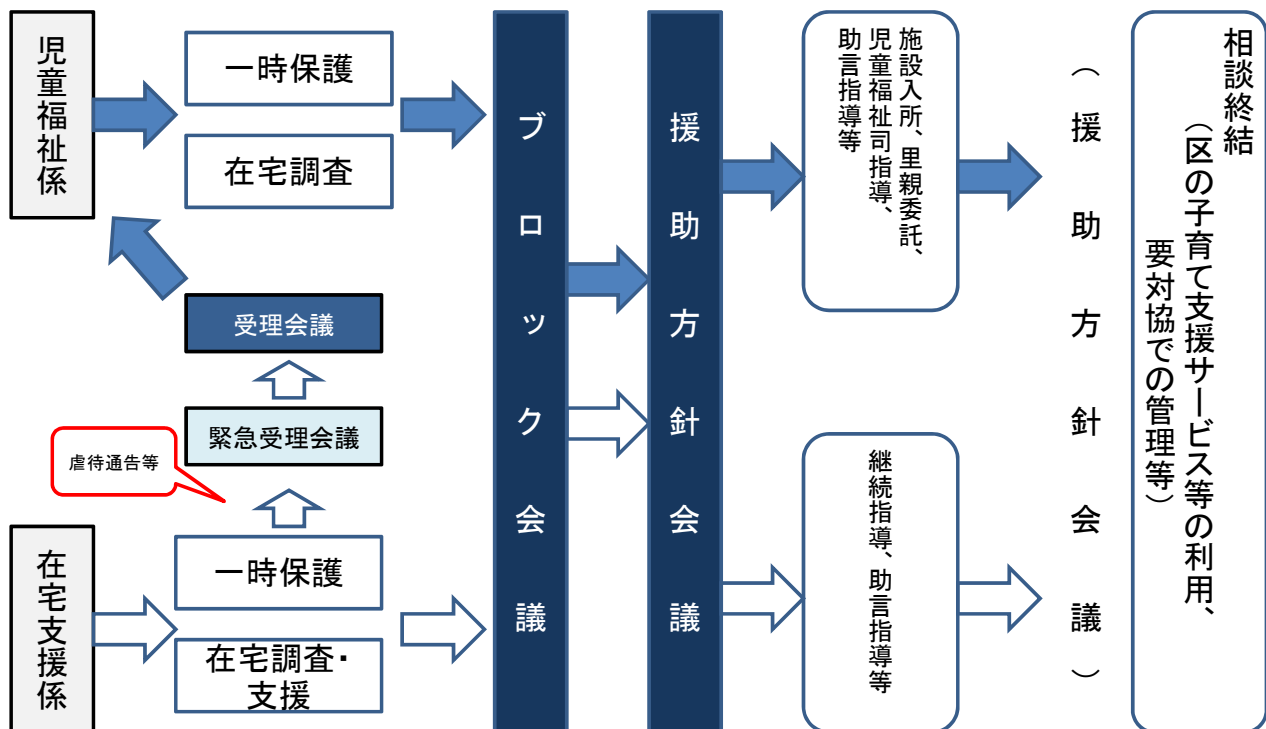
※虐待通告があった場合は、スピードを重視し、緊急受理会議を開き、当面の方針を決めます。その後は、「48時間ルール」にのっとり、子どもの現認をします。

7



## 5 相談援助活動の流れ②＜受理～援助・指導＞

児童相談所の職員が受付けた相談は、すべて児童相談所の責任において組織的に対応し、援助方針を決定し援助にあたるべきものである。



8

### ◆ 一時保護所

- (1) 定員、入所児童の年齢
  - \* 定員:10名(概ね2～18歳/幼児:2名、学齢男子:4名、学齢女子:4名)  
※乳児は乳児院等に一時保護委託
  - \* 子どもが定員を超えた場合や複数の子どもの緊急に同一場所で保護することが適当でない場合、感染症が発生した場合などには、他区や都との協定の締結等に基づく保護所の相互利用や、里親・施設等への一時保護委託を行う。
- (2) 保護所の環境
  - \* 子どもの権利擁護が図られ、個々の子どもが安心・安全な環境で過ごせるよう個室を設けるとともに、家庭的な雰囲気となるよう生活空間はユニット形式とする。また、日中は、学習や運動など様々な活動ができるスペースを設ける。
- (3) 子どもたちの生活
  - \* 年齢差や問題の違いがあることから、性別や年齢に応じて、起床から就寝に至る間の基本的な日課を立てる。
  - \* 一時保護中も子どもの学習に支障が生じないよう、また、原籍校との繋がりを保てるよう、学校との連携について検討する。
- (4) 職員の勤務体制
  - \* 児童指導員・保育士は、夜勤を含む交代制のローテーション勤務とし、日中は学習指導員や、健康管理等を行う看護師、心理士の配置を想定。

#### ＜ 荒川区の一時保護所が目指すこと ＞

- 安全感・安心感をもって生活できる環境の提供  
(一時保護は、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴う)
- 良好な家庭的環境のもとでの個別性の尊重  
(一時保護の場は、代替養育の場という性格も有する)
- 一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援の確保  
(一時保護が必要な子どもは、その年齢や一時保護を要する背景も様々である)

9

## ◆ 社会的養護体制の整備

### (1) 里親制度の普及

#### ■ 普及啓発事業の実施

- \* 10月の里親月間に合わせたイベントの開催、区報・HP掲載等による周知。

#### ■ 個別相談会の実施

- \* 制度に関する詳細の説明などを個別に説明。

#### ■ 協力家庭ショートステイの実施

- \* 個人宅における短期間の子どもの預かり事業を実施。

### (2) 児童養護施設の誘致及び自立支援のための取組

- \* 児童養護施設の誘致や、自立援助ホームなど施設退所後の子どもが新しい環境で安定した生活を継続するための支援について検討。

10

## 3. 各種支援の充実と関係機関との連携強化

### ◆地域における支援の充実

#### ○具体的な取組（充実を図った又は図る予定の主な取組）

- 子育て世代包括支援センター機能の構築(H31～)
- 協力家庭ショートステイの創設(H30)
- 児童相談システムと母子保健のシステム連携(H31～)
- 子ども・若者計画の策定に向けた検討(H30～) など

### ◆関係部署、関係機関との連携

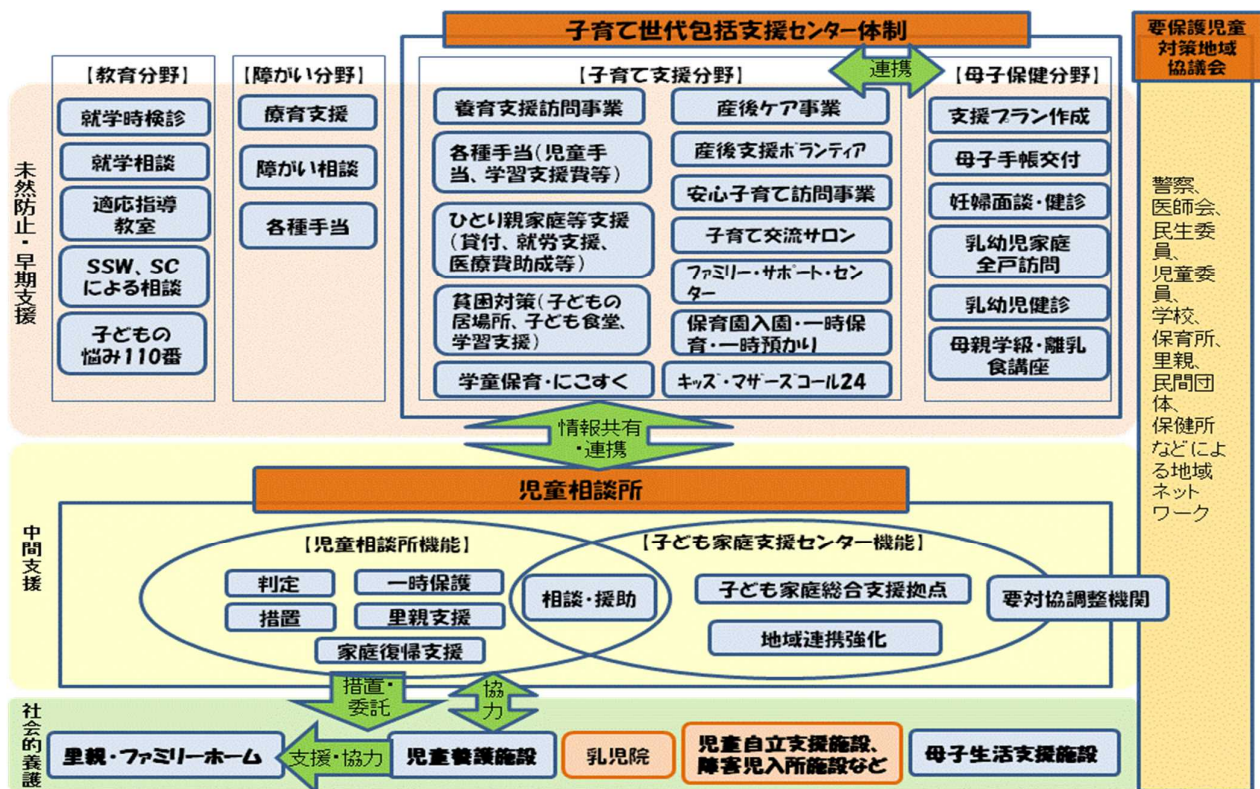
#### ○定期的な意見交換、情報共有の場

庁内関係部署、教育委員会・学校、区内警察署など

11

# <参考>

## 荒川区子ども家庭総合センター設置後の児童相談・支援体系



12

### 4. 今後のスケジュール

- 子ども家庭総合センターでは、子どもとその家庭のことを第一に考え、慎重かつ丁寧な引継ぎを行うための「都と区の共同支援期間」を設けた上で、段階的な事業実施を行っていく。

|         | 元年度               |    |            | 2年度                                |        |    |    | ...                                     | 5年度 |
|---------|-------------------|----|------------|------------------------------------|--------|----|----|---|-----|
|         | 1月                | 2月 | 3月         | 4月                                 | 5月     | 6月 | 7月 | ...                                     | 4月  |
| 全体      | 建物竣工              |    | 子家セン<br>引越 | 都区の共同支援期間                          |        |    |    | 児童相談所業務                                 |     |
|         | 研修派遣              |    |            | 研修                                 | OJT    |    |    |   |     |
| ケースの引継ぎ | SVIによる全ケース把握・担当決め |    |            | SVIによる確認・指導                        |        |    |    | 不安定<br>ケース<br>の<br>引継ぎ                  |     |
|         | 逆送致、指導委託等         |    |            | 担当者間でのケース引継ぎ                       |        |    |    |   |     |
|         |                   |    |            | 都児相への引継ぎ派遣                         |        |    |    |   |     |
| 一時保護    |                   |    |            | 支援等の確認                             | 一時保護受託 |    |    | 一時保護                                    |     |
|         |                   |    |            | * 原則、区の子ども<br>* 定員の50%を上限に段階的に受け入れ |        |    |    | * 区権限での一時保護<br>* 段階的に受け入れ<br>* 都区間の相互利用 |     |
| 社会的養護   | 里親支援(フォスタリング)検討   |    |            | 地域密着のフォスタリング・区内児童養護施設との協働への移行      |        |    |    |   |     |
|         | 児童養護施設の誘致準備       |    |            |                                    |        |    |    | 開設<br>予定                                |     |

13



法医学教室と児童相談所の連携について  
公益社団法人母子保健推進会議からの報告



# 法医学教室と児童相談所の連携の取り組み事例

## 1. 法医学教室との連携の経緯

- 長崎大学医学部法医学教室&長崎こども・女性・障害者支援センター：法医学教室と児童相談所職員との間に繋がりがあり、平成19年8月に契約締結。国庫補助事業である医療的機能強化事業を活用し、「児童虐待等ケースアッドバイザー事業」として開始。一時期事業中止となったが、平成30年度から再開。
- 千葉大学法医学教育研修センター&千葉県児童相談所：児童相談所医師と千葉大学の医師との間に繋がりがあり、平成21年度から事業スタート。平成26年4月から臨床法医学部門開設。センター化することで他の法医学教室より厚い人員配置ができています。
- 九州大学法医学教室&福岡市こども総合相談センター：平成15年度から事業スタート開始。平成15年に着任した児童相談所長と法医学教室教授との間に繋がりがあったため。

## 2. 相談件数

- 長崎大学医学部法医学教室&長崎こども・女性・障害者支援センター：平成30年度は22ケースを法医学教室に相談。
- 千葉大学法医学教育研修センター&千葉県児童相談所：平成30年度は23ケース(全県)。県内の他の児童相談所も同じ運用。
- 九州大学法医学教室&福岡市こども総合相談センター：平成30年度は29ケースについて法医学教室に相談

## 3. 契約内容

- 長崎県：契約は1年ごとの契約。謝金は1時間につき5,500円(1回2時間が原則)。
- 千葉県：他の医師も含めて一年ごとの登録制。事例ごとに報酬を払っている。謝金は1件ごとに2万円+意見書作成5千円+旅費。
- 福岡市：1年ごとの契約で、事例ごとに報酬。謝金は1件9,000円。

## 4. 運用

- 長崎大学法医学教室：「実施マニュアル」に基づいて、児童相談所は子どもの損傷確認後または一時保護後2日以内に依頼。診察の日時等を調整し、診察が可能な状況であれば、物理的に距離が近いこともあり、生体直接鑑定を優先。
- 千葉大学法医学教育研修センター：大学付属病院小児科に臨床法医学外来設置。法医学教室の小児科医が病院の専門他科とも連携。児童相談所は虐待ケースで受傷機転が不明なものはほぼ相談。
- 九州大学法医学教室：児童相談所は虐待ケースで受傷機転が不明なものはほぼ全件相談。法医学者から聞き取った内容を、児童相談所職員が書き起こし、法医学者が加筆修正し、所見を完成させる。一時保護をした場合には、その日かその翌日には診察をしてもらっている。気軽に相談する体制が構築されている。

## 5. 法医学的所見の活用方法や連携の効果

- 長崎県：虐待が疑われる保護者に客観的に怪我の状況を説明し、虐待の事実を認められたことがあった。さらに児童相談所職員や市町村職員への研修実施。市町村と法医学教室のつながりもできている。市町村の対応力強化にも繋がっている。
- 千葉県：児童相談所のケースワークにおいて、法医学的な裏付けがあることで、自信を持ってアセスメントが出来るようになってきている。児童福祉司が直接法医学教室とやりとりすることで、法医学的な知見に明るくなる。さらに県主催の研修に法医学教室からも講師参加したり、児童相談所職員向けにも「証拠写真の撮り方」などの実務的な研修も行ったりと連携が深まっている。
- 福岡市：軽度な怪我でも相談が出来るようになったために特に初期対応において見落としが少なくなった。精神科医や小児科医でも判断が出来ないものについて法医学の所見は重要。